

特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和5管理年度における漁獲可能量等

くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和5管理年度（くろまぐろに係る大臣管理区分にあつては令和5年1月1日から同年12月31日まで、くろまぐろに係る知事管理区分にあつては令和5年4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。）における漁業法（昭和24年法律第267号）（以下「法」という。）第15条第1項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。

第一 くろまぐろ（小型魚）

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

4,245.8トン

- 1 -

二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）

法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都 道 府 県	都 道 府 県 別 漁 獲 可 能 量
北海道	50.0
青森県	373.4
岩手県	102.7
宮城県	81.8
秋田県	41.7
山形県	23.7
福島県	12.8

- 2 -

茨城県	28.7
千葉県	80.0
東京都	24.9
神奈川県	54.5
新潟県	85.3
富山県	126.5
石川県	95.6
福井県	35.6
静岡県	43.5
愛知県	0.1
三重県	48.8
京都府	34.2

- 3 -

大阪府	0.1
兵庫県	14.2
和歌山県	42.3
鳥取県	6.1
島根県	115.4
岡山県	0.1
広島県	0.2
山口県	124.4
徳島県	21.7
香川県	0.1
愛媛県	13.3
高知県	94.6

- 4 -

福岡県	21.3
佐賀県	4.8
長崎県	881.4
熊本県	15.9
大分県	3.9
宮崎県	20.3
鹿児島県	24.8
沖縄県	0.1

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

- 5 -

大 臣 管 理 区 分	大 臣 管 理 漁 獲 可 能 量
くろまぐろ（小型魚）大中型まき網漁業	1,320.0
くろまぐろ（小型魚）かじき等流し網漁業等	47.2
くろまぐろ（小型魚）かつお・まぐろ漁業	27.5

第二 くろまぐろ（大型魚）

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

6,801.4トン

二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）

法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

- 6 -

都 道 府 県	都 道 府 県 別 漁 獲 可 能 量
北海道	365.3
青森県	559.8
岩手県	61.6
宮城県	26.8
秋田県	38.8
山形県	14.0
福島県	0.8
茨城県	6.9
千葉県	47.1
東京都	36.8
神奈川県	13.3

- 7 -

新潟県	110.9
富山県	16.9
石川県	46.9
福井県	21.3
静岡県	26.2
愛知県	1.0
三重県	33.8
京都府	29.0
大阪府	1.0
兵庫県	12.0
和歌山県	31.1
鳥取県	7.1

- 8 -

島根県	30.2
岡山県	1.0
広島県	1.0
山口県	32.0
徳島県	10.6
香川県	1.0
愛媛県	6.6
高知県	20.5
福岡県	8.7
佐賀県	7.3
長崎県	195.2
熊本県	7.2

- 9 -

大分県	8.2
宮崎県	19.1
鹿児島県	11.6
沖縄県	163.2

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大 臣 管 理 区 分	大 臣 管 理 漁 獲 可 能 量
くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）	2,011.9

- 10 -

くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う区分）	1,866.7
くろまぐろ（大型魚）かじき等流し網漁業等	22.5
くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲量の総量の管理を行う区分）	9.1
くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）	759.2